市議団ニュース　第１５５号　　２０１７年１０月２９日

いきいき亀山

発行　日本共産党亀山市議団

議会と市民の批判に押されて

タクシー券　来年度も継続へ

１７日に議会の全員協議会が開かれ、市から乗合タクシー制度とタクシー券の廃止問題について市の説明をを受けた後、協議しました。９月議会では、来年度から乗合タクシー制度を始めるとともにタクシー券を廃止する方針が示され、多くの議員から批判が出されました。

今回市は、８月の全員協議会で説明した内容を一部変更し、一つは乗合タクシー制度を来年４月からの実施を１０月に延期し、タクシー券は来年度も継続するとしました。

乗合タクシーを来年10月からに延期し、タクシー券を継続

これは、乗合タクシーの制度に問題があり、４月から実施できなくなりそれに合わせて廃止する予定だったタクシー券の廃止ができなくなったということです。このタクシー券の廃止については、議会全体で批判があり、市民の間でもどこへ行っても批判ばかりが聞かれたのですから市も強行できなかったという背景があると思われます。

まさに議会と市民の批判、反対の声が効いたと思います。

乗合タクシーを停車させたい施設は年間5万円の負担金

内容	当初案	変更案
事前登録	「登録証」という名称	「利用カード」という名称
利用カードの記載事項	顔写真、住所、氏名、生年月日、連絡先、停留所	生年月日と連絡先を削除
民間施設で特定目的地（停留所）とする場合	協賛金を負担	負担金という名称に変更し年間５万円を負担
運行事業者	複数事業者による運行	原則、１事業エリア１事業者による運行（市内を３つの事業エリア「３中学校区」に分ける）
運行開始時期	平成３０年度（４月）から	平成３０年度１０月から
タクシー券	平成３０年度から高齢者は一部を除き廃止。ただし、障がい者は継続。	平成３０年度は乗合タクシーとタクシー券を併用（継続）。

乗合タクシー制度については、８月の全員協議会での説明から上の表の通り、いくつ

かの修正がありました。また四つ目（運行事業者）の変更ですが、現時点でこの事業を受託できると回答した事業者は１社のみしかありません。

３１年度以降は運行の実績や利用者の声を聴き決めるべき

平成３１年度以降は、乗合タクシーを利用できない人を除いて、乗合タクシーに移行するというのが市の方針ですが、今後の運行の実績や利用者の反応などを見なければ決められないはずです。とりあえず、来年度は議会と市民の批判、反対の声を反映した形でタクシー券の継続がされことになりました。

（参考）乗合タクシー制度の概要

（1）利用対象者について

①満６５歳以上満７５歳未満で四輪運転免許がない、②満７５歳以上、③運転免許を自主返納した、④心身的な理由により四輪運転免許を取得できない、⑤心身的な理由により車を運転できない

（2）運行方式について

①運行ルートは定めず、予約に応じあらかじめ定められた乗合タクシー停留所と特定目的地の間を結ぶ運行。

②乗合タクシー停留所は４００から５００ヶ所で、各自治会１～２ヶ所程度。

③特定目的地とは、乗合タクシーの降車場所で原則、公共施設。ただし、民間施設は年間５万円の負担金を出せば、停留所となる。

④一つの便に複数の利用者がいる場合は、乗合（相乗り）での利用となる。

（3）利用について

①前日の午前１０時から午後３時までにタクシー事業者に電話予約する。

②オペレーターから予約確認の電話を受ける（前日の午後３時から午後５時)。

③決められた乗合タクシー停留所で乗車。

④運行時間は午前１０時から午後３時まで。

⑤車両はセダン型タクシー。

⑥利用料金（下の表による）

	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン
単独乗車	５００円	１，０００円	１，５００円
乗合乗車	４００円	８００円	１，２００円

（4）ゾーン制の区分けについて

乗車するゾーンを３つに区分け。ゾーンの基となる単位は、小学校区とした。

（例）川崎、井田川小学区から乗車し、川崎小、井田川小、野登小、西小、東小の各小学区まではAゾーン、白川小、神辺小、南小、昼生小の各小学区まではBゾーン、関小、加太小の各小学区まではCゾーンとなる。